

原子力発第19291号
令和元年11月27日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松 号
申請者名 四国
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員
長 井 啓

伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18164号をもって申請しました伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書

(平成30年10月10日 原子力発第18164号)の補正前後比較表

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前				補正後				理由
		第4.1表 原子炉設置 許可及び原子 炉設置変更 許可の経 緯	許可年月日	許可番号	備考	第4.1表 原子炉設置 許可及び原子 炉設置変更 許可の経 緯	許可年月日	許可番号	備考	
10	四 第4.1表 原子炉設置 許可及び原子 炉設置変更 許可の経 緯	第4.1表 原子炉設置 許可及び原子 炉設置変更 許可の経 緯	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタービン発電機の設定)	第4.1表 原子炉設置 許可及び原子 炉設置変更 許可の経 緯	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設定) (非常用ガスタービン発電機の設定)	・許可の経緯追加
			平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)		平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設定)	
							平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加)	
							平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 (実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部漏水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加)	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																		
11	四 第4.2表 廃止措置対 象施設	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一 般構造</td> <td>その他の主要な構 造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート 壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設</td> <td>核燃料物質取扱設 備</td> <td>燃料取替装置[※] 燃料移送装置[※] 除染装置[※]</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設 備</td> <td>新燃料貯蔵設備[※] 使用済燃料貯蔵設備[※] 使用済燃料乾式貯蔵施設[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 1次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高压注入系 低压注入系 蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事 項</td> <td>化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁 核計装 その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測制御系 統施設</td> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>その他の主要な事 項</td> <td>その他の主要な事 項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 [※] 燃料移送装置 [※] 除染装置 [※]	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵設備 [※] 使用済燃料貯蔵設備 [※] 使用済燃料乾式貯蔵施設 [※]	原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 1次冷却材管 加圧器	2次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高压注入系 低压注入系 蓄圧注入系	その他の主要な事 項	化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁 核計装 その他の主要な計装	計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備			その他の主要な事 項	その他の主要な事 項		<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一 般構造</td> <td>その他の主要な構 造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート 壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設</td> <td>核燃料物質取扱設 備</td> <td>燃料取替装置^{※2} 燃料移送装置^{※2} 除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設 備</td> <td>新燃料貯蔵設備^{※2} 使用済燃料貯蔵設備^{※2} 使用済燃料乾式貯蔵施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却 系統施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 1次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高压注入系 低压注入系 蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事 項</td> <td>化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁 核計装 その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測制御系 統施設</td> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>その他の主要な事 項</td> <td>その他の主要な事 項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{※1}	発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 ^{※2} 燃料移送装置 ^{※2} 除染装置 ^{※2}	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵設備 ^{※2} 使用済燃料貯蔵設備 ^{※2} 使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}	原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 1次冷却材管 加圧器	2次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高压注入系 低压注入系 蓄圧注入系	その他の主要な事 項	化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁 核計装 その他の主要な計装	計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備			その他の主要な事 項	その他の主要な事 項		<p>・設備が設置されている建 家を含むことの明確化</p> <p>・記載の適正化 (番号の繰り下げ)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																																																				
発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家																																																																																				
	炉心	炉心支持構造物																																																																																				
原子炉本体	燃料体	燃料集合体																																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																				
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																				
		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁																																																																																				
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 [※] 燃料移送装置 [※] 除染装置 [※]																																																																																				
	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵設備 [※] 使用済燃料貯蔵設備 [※] 使用済燃料乾式貯蔵施設 [※]																																																																																				
原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 1次冷却材管 加圧器																																																																																				
	2次冷却設備	タービン																																																																																				
	非常用冷却設備	高压注入系 低压注入系 蓄圧注入系																																																																																				
	その他の主要な事 項	化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁 核計装 その他の主要な計装																																																																																				
計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																																																				
	制御設備	制御材 制御材駆動設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備																																																																																				
		その他の主要な事 項	その他の主要な事 項																																																																																			
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{※1}																																																																																				
発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構 造	原子炉補助建家																																																																																				
	炉心	炉心支持構造物																																																																																				
原子炉本体	燃料体	燃料集合体																																																																																				
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																				
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																				
		原子炉格納容器外周のコンクリート 壁																																																																																				
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替装置 ^{※2} 燃料移送装置 ^{※2} 除染装置 ^{※2}																																																																																				
	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵設備 ^{※2} 使用済燃料貯蔵設備 ^{※2} 使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}																																																																																				
原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 1次冷却材管 加圧器																																																																																				
	2次冷却設備	タービン																																																																																				
	非常用冷却設備	高压注入系 低压注入系 蓄圧注入系																																																																																				
	その他の主要な事 項	化学・体積制御設備 余熱除去設備 タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁 核計装 その他の主要な計装																																																																																				
計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																																																				
	制御設備	制御材 制御材駆動設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備																																																																																				
		その他の主要な事 項	その他の主要な事 項																																																																																			
		<p>※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家、 焼却炉建家、雑固体処理建屋、屋内閉鎖所）を含む。</p> <p>※2：2号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む）。</p>		<p>・設備が設置されている建 家を含むことの明確化</p> <p>・記載の適正化 (番号の繰り下げ)</p>																																																																																		

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由
		第4.2表 廃止措置対象施設 (2/2)	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{※1}	
12	四 第4.2表 廃止措置対 象施設 (続き)	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ)
		設備等の区分	気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備 放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備 放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備 放射性廃棄物の廃棄施設	
		施設区分	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ)
		設備等の区分	屋内管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備	屋内管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備	屋内管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備	
		施設区分	原子炉格納施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ)
		設備等の区分	構造 その他の主要な事項	構造 その他の主要な事項	構造 その他の主要な事項	
		施設区分	その他発電用原子炉の附属施設	その他発電用原子炉の附属施設	その他発電用原子炉の附属施設	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ)
		設備等の区分	非常用電源設備 その他の主要な事項	非常用電源設備 その他の主要な事項	非常用電源設備 その他の主要な事項	

※1：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家、焼却炉建家、雑固体処理建屋、屋内閉閉所)を含む。
 ※2：2号又は3号炉との共用施設(一部共用を含む)。

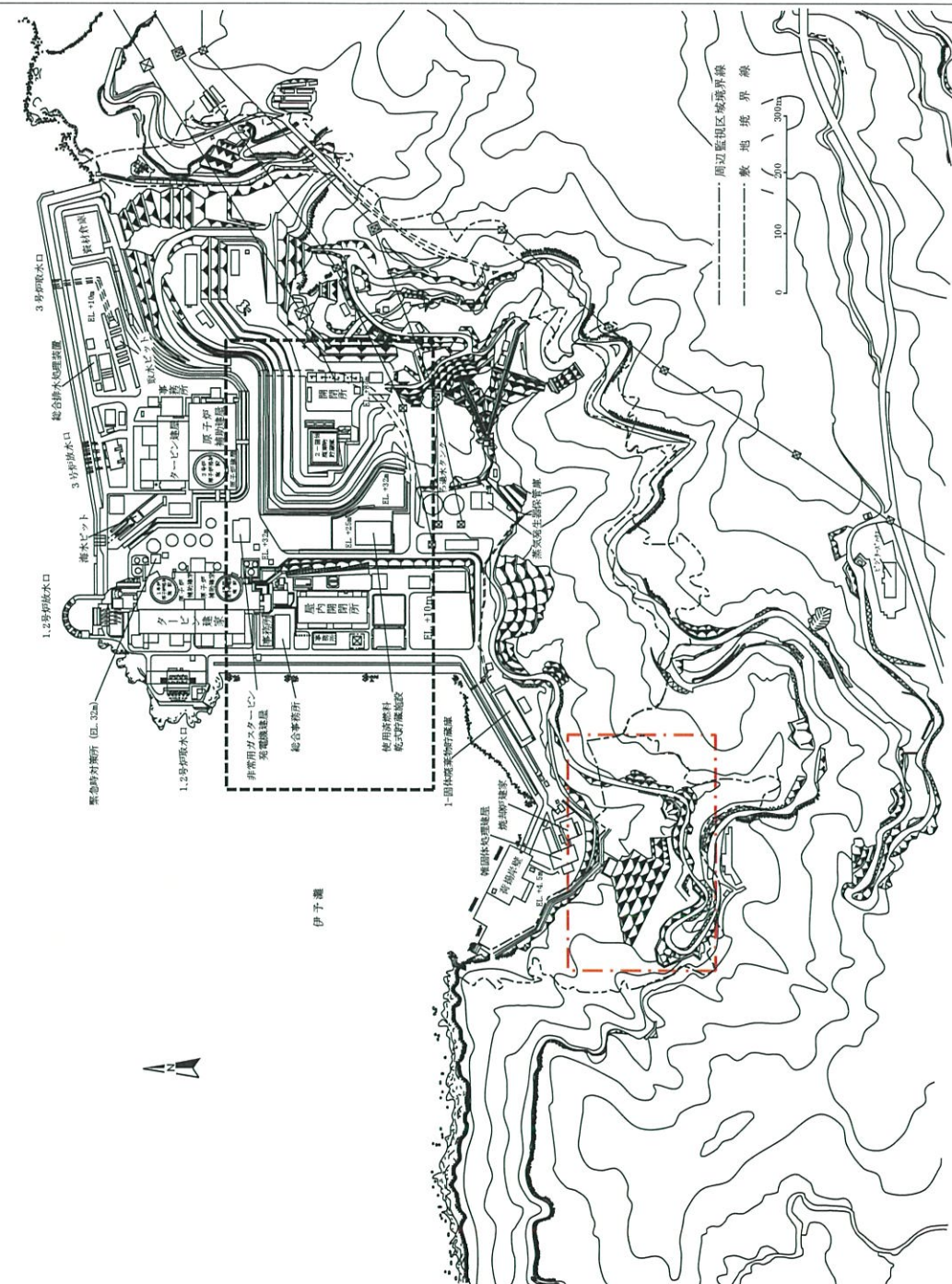
(注) 下線及びび点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	理由
<p>14</p>	<p>補正前</p> <p>補正前</p> <p>四 第 4.1 図 伊方発電所 の敷地付近 地図</p>

第 4.1 図 伊方発電所の敷地付近地図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	理由
14	四 第 4.1 図 伊方発電所 の敷地付近 地図 (続き)	補正後  <p>伊子瀬</p> <p>・最新図面の反映</p>

第 4.1 図 伊方発電所の敷地付近地図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

<p>理由</p>	<div data-bbox="159 1108 191 1198" data-label="Text"> <p>補正前</p> </div> <div data-bbox="159 1870 191 1982" data-label="Text"> <p>補正箇所</p> </div> <div data-bbox="159 2027 191 2094" data-label="Text"> <p>頁</p> </div> <div data-bbox="199 1870 375 1982" data-label="Text"> <p>四 第 4.2 図 廃止措置対 象施設の管 理区域全体 図</p> </div> <div data-bbox="199 2027 231 2094" data-label="Text"> <p>16</p> </div> <div data-bbox="239 459 1276 1848" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1300 918 1340 1377" data-label="Caption"> <p>第 4.2 図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p> </div>
-----------	---

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	理由
16	四 第 4.2 図 廃止措置対象施設の管 理区域全体 図 (続き)	補正後
		・最新図面の反映
第 4.2 図 廃止措置対象施設の管理区域全体図		

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
18	<p>五 2. 廃止措置の 基本方針</p>	<p>2. 廃止措置の基本方針 (8) 廃止措置対象施設のうち 1 号炉原子炉補助建家内に設置している 2 号炉との共用設備については、2 号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えない措置を講じた上で、建家等解体撤去期間開始までに共用を休止め、1 号炉原子炉補助建家内に解体対象施設以外に残存しないようにする。</p>	<p>2. 廃止措置の基本方針 (8) 廃止措置対象施設のうち 1 号炉原子炉補助建家内に設置している 2 号炉との共用設備については、2 号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えない措置を講じた上で、建家等解体撤去期間開始までに共用を休止め、1 号炉原子炉補助建家内に解体対象施設以外に残存しないようにする。</p>	<p>・記載の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																														
19	五 第 5.1 表 解体対象施設	<p>第 5.1 表 解体対象施設 (1 / 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一 般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家※1</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※2</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置※3 燃料移送装置※3 除染装置※3</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却設備</td> <td>蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ 1 次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td>2 次冷却設備</td> <td>タービン 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却 系統施設</td> <td>非常用冷却設備</td> <td>化学・体積制御設備 余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：2号又は3号炉との共用施設は解体対象施設から除くものとし、2号炉との共用施設の廃止措置計画にて行う。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家※1	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	燃料体	燃料集合体※2	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置※3 燃料移送装置※3 除染装置※3	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3	1 次冷却設備	蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ 1 次冷却材管 加圧器	2 次冷却設備	タービン 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系	原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	化学・体積制御設備 余熱除去設備	その他の主要な事項	タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁	<p>第 5.1 表 解体対象施設 (1 / 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一 般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家※2</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取扱装置※4 燃料移送装置※4 除染装置※4</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※4</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却設備</td> <td>蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ 1 次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td>2 次冷却設備</td> <td>タービン 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉冷却 系統施設</td> <td>非常用冷却設備</td> <td>化学・体積制御設備 余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家) を含む。 ※2：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ※3：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※4：2号又は3号炉との共用施設は解体対象施設から除くものとし、2号炉との共用施設の廃止措置計画にて行う。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家※2	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	燃料体	燃料集合体※3	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※2	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置※4 燃料移送装置※4 除染装置※4	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※4	1 次冷却設備	蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ 1 次冷却材管 加圧器	2 次冷却設備	タービン 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系	原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	化学・体積制御設備 余熱除去設備	その他の主要な事項	タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称																																																																
発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家※1																																																																
	炉心	炉心支持構造物																																																																
原子炉本体	燃料体	燃料集合体※2																																																																
	原子炉容器	原子炉容器																																																																
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1																																																																
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置※3 燃料移送装置※3 除染装置※3																																																																
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3																																																																
	1 次冷却設備	蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ 1 次冷却材管 加圧器																																																																
	2 次冷却設備	タービン 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系																																																																
原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	化学・体積制御設備 余熱除去設備																																																																
	その他の主要な事項	タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称																																																																
発電用原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家※2																																																																
	炉心	炉心支持構造物																																																																
原子炉本体	燃料体	燃料集合体※3																																																																
	原子炉容器	原子炉容器																																																																
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※2																																																																
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱装置※4 燃料移送装置※4 除染装置※4																																																																
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※4																																																																
	1 次冷却設備	蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ 1 次冷却材管 加圧器																																																																
	2 次冷却設備	タービン 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系																																																																
原子炉冷却 系統施設	非常用冷却設備	化学・体積制御設備 余熱除去設備																																																																
	その他の主要な事項	タービンバイパス設備 主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																
				<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化 (番号の繰り下げ) 記載の明確化 																																																														

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																								
20	五 第5.1表 解体対象施設 (続き)	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸回収系^{※3} 廃液処理系^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ^{※3} 排水モニタ^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器^{※1} 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：2号又は3号炉との共用施設は解体対象施設から除くものとし、2号炉との共用施設の解体は2号炉の廃止措置計画にて行う。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材	その他の主要な事項	制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備	放射線管理施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 ^{※3} 廃液処理系 ^{※3}	原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※1}	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ ^{※3} 排水モニタ ^{※3}	その他発電用原子炉の附属施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1} 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備 ディーゼル発電機 蓄電池	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸回収系^{※4} 廃液処理系^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ^{※4} 排水モニタ^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器^{※2} 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家)を含む。 ※2：放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ※3：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※4：2号又は3号炉との共用施設は解体対象施設から除くものとし、2号炉のみとの共用施設の解体は2号炉の廃止措置計画にて行う。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材	その他の主要な事項	制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備	放射線管理施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 ^{※4} 廃液処理系 ^{※4}	原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ ^{※4} 排水モニタ ^{※4}	その他発電用原子炉の附属施設	構造	原子炉格納容器 ^{※2} 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備 ディーゼル発電機 蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化(番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																										
計測制御系統施設	計装	核計装																																																										
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材																																																										
	その他の主要な事項	制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備																																																										
放射線管理施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒																																																										
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 ^{※3} 廃液処理系 ^{※3}																																																										
原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※1}																																																										
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ ^{※3} 排水モニタ ^{※3}																																																										
その他発電用原子炉の附属施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1} 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備																																																										
	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備 ディーゼル発電機 蓄電池																																																										
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																										
計測制御系統施設	計装	核計装																																																										
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材																																																										
	その他の主要な事項	制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備																																																										
放射線管理施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒																																																										
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 ^{※4} 廃液処理系 ^{※4}																																																										
原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}																																																										
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ ^{※4} 排水モニタ ^{※4}																																																										
その他発電用原子炉の附属施設	構造	原子炉格納容器 ^{※2} 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備																																																										
	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備 ディーゼル発電機 蓄電池																																																										
				<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化(番号の繰り下げ) 記載の明確化 																																																								

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																										
一	五 第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件	<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <tr> <td>手順上の名称</td> <td>汚染状況の調査</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外設備の解体撤去</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> </tr> <tr> <td>主要設備名称</td> <td>管理区域内の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> </tr> <tr> <td>着手要件</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>・記載の適正化</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了要件</td> <td>安全確保対策</td> <td>安全確保対策</td> <td>安全確保対策</td> <td></td> </tr> </table>	手順上の名称	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外設備の解体撤去	場所	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外	管理区域外	主要設備名称	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	着手要件	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	・記載の適正化	概要	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。		完了要件	安全確保対策	安全確保対策	安全確保対策		<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <tr> <td>手順上の名称</td> <td>汚染状況の調査</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外設備の解体撤去</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> </tr> <tr> <td>主要設備名称</td> <td>管理区域内の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> </tr> <tr> <td>着手要件</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>・記載の適正化</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了要件</td> <td>安全確保対策</td> <td>安全確保対策</td> <td>安全確保対策</td> <td></td> </tr> </table>	手順上の名称	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外設備の解体撤去	場所	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外	管理区域外	主要設備名称	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	着手要件	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	・記載の適正化	概要	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。		完了要件	安全確保対策	安全確保対策	安全確保対策		<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <tr> <td>手順上の名称</td> <td>汚染状況の調査</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外設備の解体撤去</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> </tr> <tr> <td>主要設備名称</td> <td>管理区域内の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> </tr> <tr> <td>着手要件</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。</td> <td>・記載の適正化</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td>・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了要件</td> <td>安全確保対策</td> <td>安全確保対策</td> <td>安全確保対策</td> <td></td> </tr> </table>	手順上の名称	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外設備の解体撤去	場所	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外	管理区域外	主要設備名称	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	着手要件	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	・記載の適正化	概要	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。		完了要件	安全確保対策	安全確保対策	安全確保対策	
手順上の名称	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外設備の解体撤去																																																																																										
場所	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外	管理区域外																																																																																										
主要設備名称	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家																																																																																										
着手要件	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	・記載の適正化																																																																																										
概要	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。																																																																																											
完了要件	安全確保対策	安全確保対策	安全確保対策																																																																																											
手順上の名称	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外設備の解体撤去																																																																																										
場所	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外	管理区域外																																																																																										
主要設備名称	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家																																																																																										
着手要件	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	・記載の適正化																																																																																										
概要	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。																																																																																											
完了要件	安全確保対策	安全確保対策	安全確保対策																																																																																											
手順上の名称	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外設備の解体撤去																																																																																										
場所	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域外	管理区域外	管理区域外																																																																																										
主要設備名称	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	管理区域外の解体の対象となる設備・建家																																																																																										
着手要件	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	残存する放射化されたものに 関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部から線量の測定を行う。	・記載の適正化																																																																																										
概要	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。	・ 管理区域外の設備を解体撤去する。 ・ 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、空中での切断・破砕を行う。																																																																																											
完了要件	安全確保対策	安全確保対策	安全確保対策																																																																																											

(注) 下線及び点線付は、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	理由
22	五 第5.1図 解体対象施設 設の配置図	<p style="text-align: center;">補正前</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p> 解体対象施設※ </p> <p> ※：2号又は3号炉との共用施設並びに放射線物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除くすべて。 </p> </div> <div style="width: 65%;"> </div> </div> <p style="text-align: center;">伊予灘</p> <p style="text-align: right;">第5.1図 解体対象施設の配置図</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
22	五 第5.1図 解体対象施設 設の配置図 (続き)		・最新図面の反映

第5.1図 解体対象施設の配置図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
25	<p>六 核燃料物質の譲渡し</p> <p>3. 核燃料物質の譲渡し 1号炉原子炉補助建家内及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備並びに使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。 1号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工事業者に譲り渡す。 1号炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の表面には放射性物質が付着しているため、空中で燃料集合体の水洗浄を行った後に、輸送容器に収納する。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じた上で、空中で燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行った後、輸送容器に収納する。なお、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料を一時的に貯蔵する場合は、1号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取扱いにおいて、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごと、かつ、その1体分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能及び除染機能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し 1号炉原子炉補助建家内及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備並びに使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。 1号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工事業者に譲り渡す。 1号炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の表面には放射性物質が付着しているため、空中で燃料集合体の水洗浄を行った後に、輸送容器に収納する。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じた上で、空中で燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行った後、輸送容器に収納する。なお、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料を一時的に貯蔵する場合は、1号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取扱いにおいて、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごと、かつ、その1体分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能及び除染機能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>理由</p> <p>• 記載の明確化</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																														
一	七 第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法	<p>第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建屋内</td> <td></td> <td>蒸気発生器, 1次冷却材, 1次加圧器, 化学体積制御設備, 余熱除去設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多に残存していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる入浴、事象に対する安全対策として、難燃性の質機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	原子炉格納容器内及び原子炉補助建屋内		蒸気発生器, 1次冷却材, 1次加圧器, 化学体積制御設備, 余熱除去設備		<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多に残存していること。 					<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる入浴、事象に対する安全対策として、難燃性の質機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	<p>第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補助建屋内</td> <td></td> <td>化学・体積制御設備, 余熱除去設備等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多に残存していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる入浴、事象に対する安全対策として、難燃性の質機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	原子炉補助建屋内		化学・体積制御設備, 余熱除去設備等		<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多に残存していること。 					<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる入浴、事象に対する安全対策として、難燃性の質機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	<p>理由</p> <p>・記載の明確化</p>
場	所	主要設備名称	着手要件	概要																														
原子炉格納容器内及び原子炉補助建屋内		蒸気発生器, 1次冷却材, 1次加圧器, 化学体積制御設備, 余熱除去設備		<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多に残存していること。 																														
				<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる入浴、事象に対する安全対策として、難燃性の質機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 																														
場	所	主要設備名称	着手要件	概要																														
原子炉補助建屋内		化学・体積制御設備, 余熱除去設備等		<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多に残存していること。 																														
				<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射線物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる入浴、事象に対する安全対策として、難燃性の質機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 																														

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

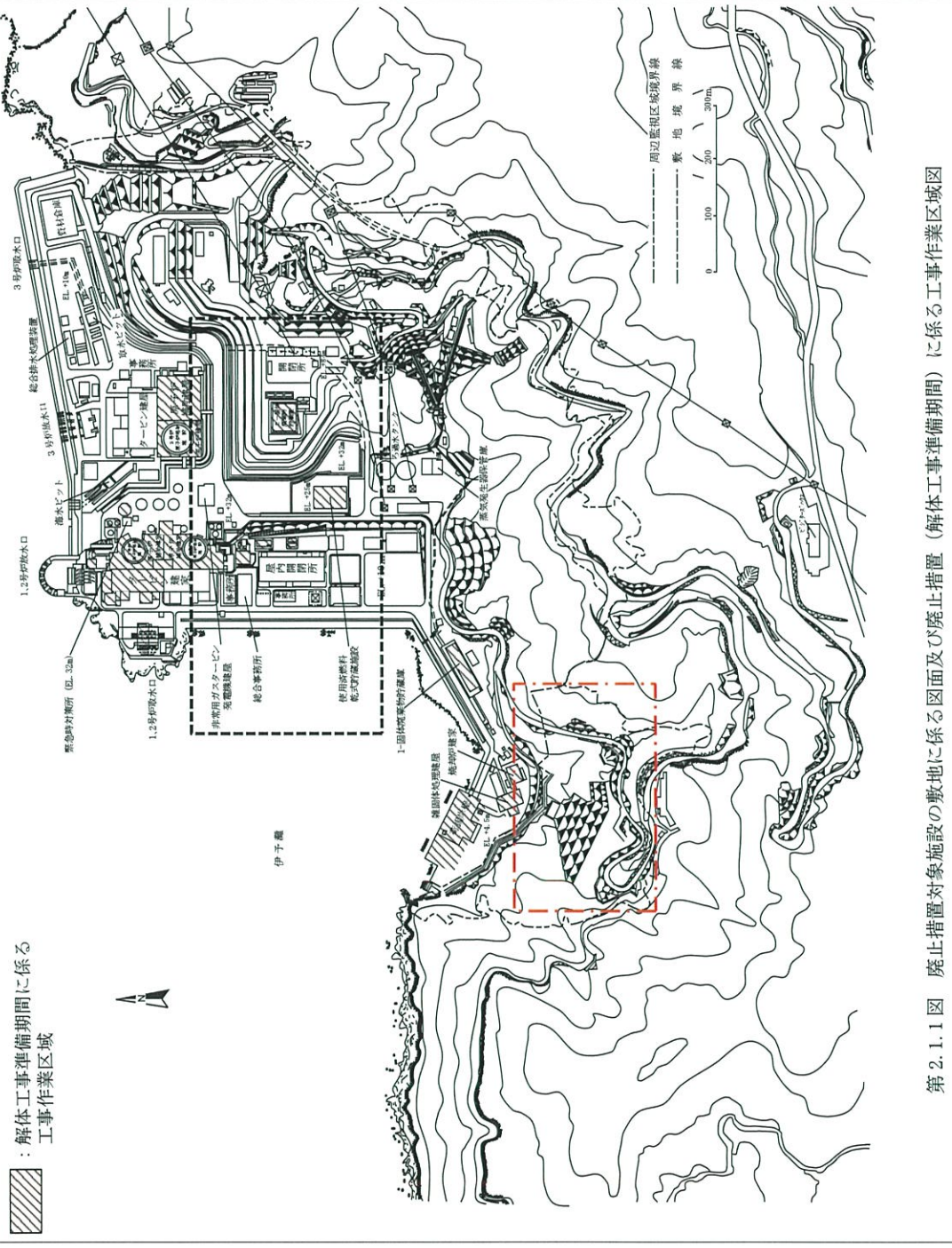
頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
一	八 第8.4表 廃止措置期 間中の放射 性固体廃棄 物の推定発 生量	<p>第8.4表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分^{※1}</th> <th>推定発生量^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 90</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 880</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約 <u>2,090</u></td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約 <u>39,100</u></td> </tr> <tr> <td>合計^{※3}</td> <td>約 <u>42,100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度。 ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度。 ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。) ・第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度。 ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度。 </p> <p>※2：推定発生量は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・低レベル放射性廃棄物については、10t単位で切り上げた値である。 ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t単位で切り上げた値である。 ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。 ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。 </p> <p>※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約<u>228,000t</u>発生する(1,000t単位で切り上げた値)。</p>	放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 90	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 880	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 <u>2,090</u>	放射性物質として扱う必要のないもの	約 <u>39,100</u>	合計 ^{※3}	約 <u>42,100</u>	<p>第8.4表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分^{※1}</th> <th>推定発生量^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 90</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 880</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約 <u>2,070</u></td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約 <u>39,000</u></td> </tr> <tr> <td>合計^{※3}</td> <td>約 <u>42,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度。 ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度。 ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。) ・第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度。 ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度。 </p> <p>※2：推定発生量は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・低レベル放射性廃棄物については、10t単位で切り上げた値である。 ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t単位で切り上げた値である。 ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。 ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。 </p> <p>※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約<u>212,000t</u>発生する(1,000t単位で切り上げた値)。</p>	放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 90	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 880	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 <u>2,070</u>	放射性物質として扱う必要のないもの	約 <u>39,000</u>	合計 ^{※3}	約 <u>42,000</u>	<p>・記載の適正化 (最新値の反映)</p>
放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}																											
放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 90																											
放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 880																											
放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 <u>2,090</u>																											
放射性物質として扱う必要のないもの	約 <u>39,100</u>																											
合計 ^{※3}	約 <u>42,100</u>																											
放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}																											
放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 90																											
放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 880																											
放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 <u>2,070</u>																											
放射性物質として扱う必要のないもの	約 <u>39,000</u>																											
合計 ^{※3}	約 <u>42,000</u>																											

(注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	理由
2-2	補正前
<p>補正箇所 添付書類二 第2.1.1図 廃止措置対 象施設の敷 地に係る図 面及び廃止 措置（解体 工事準備期 間）に係る 工事作業区 域図</p>	<p>理由</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p>
注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。	

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	<p>補付書類二 第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図（続き）</p>	<p>■：解体工事準備期間に係る工事作業区域</p> 	<p>・最新図面の反映</p>
<p>第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p>			

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-12	<p>補付書類三</p> <p>2. 被ばく評価</p>	<p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.4 直接続及びスカイシャイン線による線量</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1号及び2号炉は原子炉の運転を停止してから長時間が経過しており、放射能が減衰している。また、既設の建家及び構造物等を維持し、汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における発電用原子炉施設からの直接続及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間50μGyを下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした1号及び2号炉の原子炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、発電用原子炉施設からの直接続及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回る。</p>	<p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.4 直接続及びスカイシャイン線による線量</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1号及び2号炉は原子炉の運転を停止してから長時間が経過しており、放射能が減衰している。また、既設の建家及び構造物等を維持し、汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における発電用原子炉施設からの直接続及びスカイシャイン線による実効線量は、年間50μSvを下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした1号及び2号炉の原子炉格納容器からの実効線量を差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、発電用原子炉施設からの直接続及びスカイシャイン線による実効線量は、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間50μSvを下回る。</p>	<p>・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

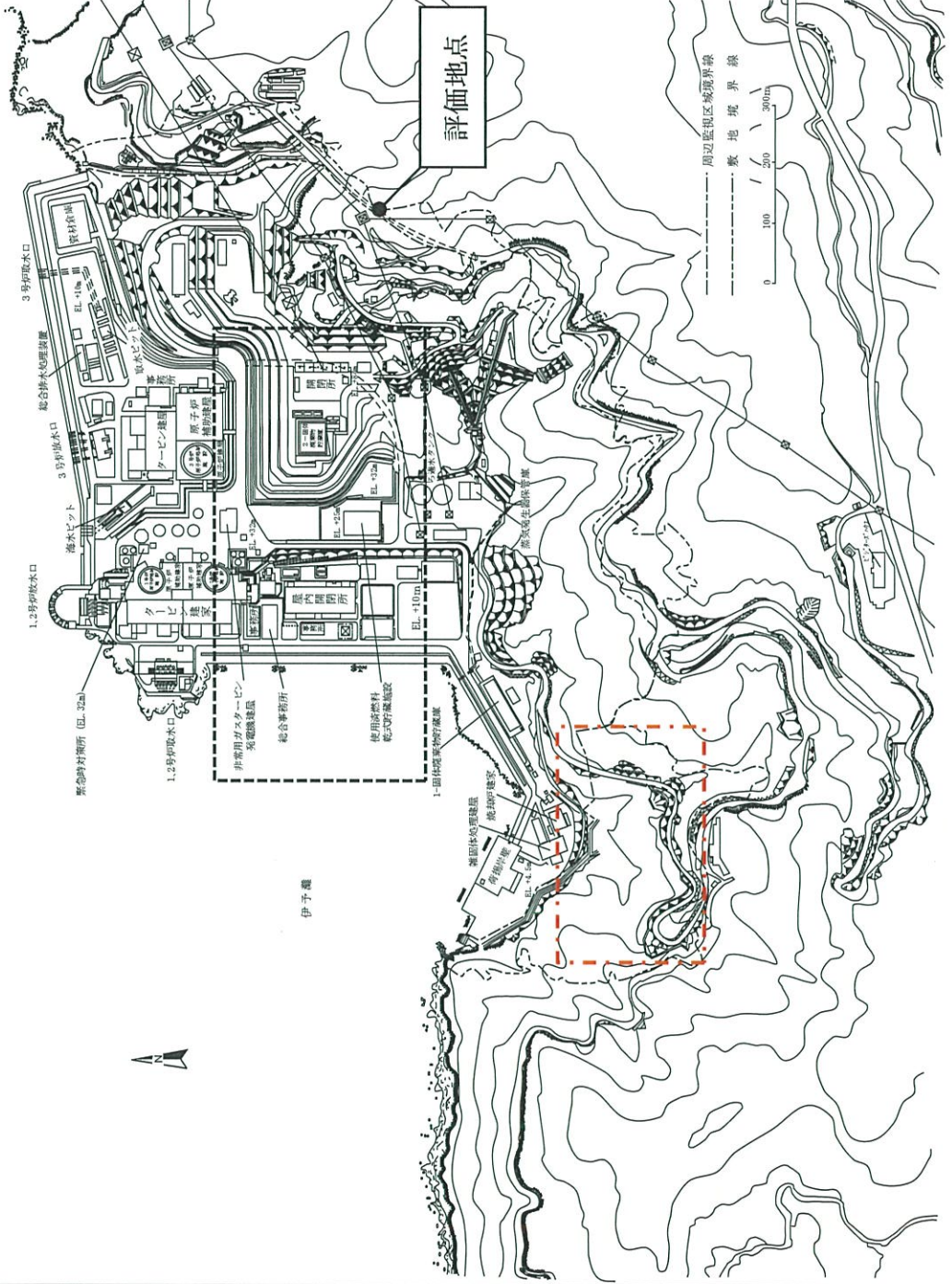
頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	<p>補付書類五</p> <p>3. 今後の評価</p>	<p>3. 今後の評価 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に、適切な解体撤去工法及びその手順を策定するため並びに解体撤去工事に伴って発生する放射性物質発生量の評価精度の向上を図るため、解体対象施設に残存する放射性物質について、核種組成、放射能濃度及び分布を評価する。</p> <p>解体対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染及び1次冷却材中の腐食生成物が炉心部で放射化され、機器及び配管の表面に付着して残存する二次的な汚染に区分して評価する。</p> <p>放射化汚染は、放射化されたものに関して、生成核種を同定するとともに、生成核種の放射能濃度分布を、計算による方法及び測定による方法によって評価する。</p> <p>計算による方法としては、発電用原子炉施設の運転履歴（中性子線の照射履歴）や設計情報（建家区面等の位置情報、機器、配管及び材料情報）により、計算コードを用いて評価する。</p> <p>測定による方法としては、解体対象施設から採取した代表試料を分析して、放射化生成核種を同定するとともに、生成核種の放射能濃度を求める。なお、試料の採取に当たっては、金属の部位からは遠隔操作等により、コンクリートの部位からはコアボーリング等により試料を採取する。</p> <p>二次的な汚染は、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うとともに、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物中の核種組成比を計算又は測定により評価する。</p> <p>計算による方法としては、1次冷却材中の放射能濃度と表面密度から1次冷却材に接液する配管及び機器の核液面の沈着及び剥離の挙動モデルを用いて評価する。</p>	<p>3. 今後の評価 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に、適切な解体撤去工法及びその手順を策定するため並びに解体撤去工事に伴って発生する放射性物質発生量の評価精度の向上を図るため、解体対象施設に残存する放射性物質について、核種組成、放射能濃度及び分布を評価する。</p> <p>解体対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染及び1次冷却材中の腐食生成物が炉心部で放射化され、機器及び配管の内面に付着して残存する二次的な汚染に区分して評価する。</p> <p>放射化汚染は、放射化されたものに関して、生成核種を同定するとともに、生成核種の放射能濃度分布を、計算による方法及び測定による方法によって評価する。</p> <p>計算による方法としては、発電用原子炉施設の運転履歴（中性子線の照射履歴）や設計情報（建家区面等の位置情報、機器、配管及び材料情報）により、計算コードを用いて評価する。</p> <p>測定による方法としては、解体対象施設から採取した代表試料を分析して、放射化生成核種を同定するとともに、生成核種の放射能濃度を求める。なお、試料の採取に当たっては、金属の部位からは遠隔操作等により、コンクリートの部位からはコアボーリング等により試料を採取する。</p> <p>二次的な汚染は、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うとともに、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物中の核種組成比を計算又は測定により評価する。</p> <p>計算による方法としては、1次冷却材中の放射能濃度と表面密度から1次冷却材に接液する配管及び機器の核液面の沈着及び剥離の挙動モデルを用いて評価する。</p>	<p>理由</p> <p>・記載の適正化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																							
一	添付書類五 第5.2.1表 廃止措置期 間中の放射 性固体廃棄 物の推定発 生量	<p>第5.2.1表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分^{※1}</th> <th>推定発生量^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約90</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約880</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約2,090</td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約39,100</td> </tr> <tr> <td>合計^{※3}</td> <td>約42,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。 ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度。 ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度。 ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。) 第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度。 ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度。 ※2：推定発生量は、次のとおり。 ・低レベル放射性廃棄物については、10t単位で切り上げた値である。 ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t単位で切り上げた値である。 ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。 ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。 ※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約228,000t発生する(1,000t単位で切り上げた値)。</p>	放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約90	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約880	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約2,090	放射性物質として扱う必要のないもの	約39,100	合計 ^{※3}	約42,100	<p>第5.2.1表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分^{※1}</th> <th>推定発生量^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約90</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約880</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約2,070</td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約39,000</td> </tr> <tr> <td>合計^{※3}</td> <td>約42,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。 ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度。 ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度。 ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。) 第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度。 ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度。 ※2：推定発生量は、次のとおり。 ・低レベル放射性廃棄物については、10t単位で切り上げた値である。 ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t単位で切り上げた値である。 ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。 ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。 ※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約212,000t発生する(1,000t単位で切り上げた値)。</p> <p>・記載の適正化 (最新値の反映)</p>	放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約90	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約880	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約2,070	放射性物質として扱う必要のないもの	約39,000	合計 ^{※3}	約42,000
放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}																										
放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約90																										
放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約880																										
放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約2,090																										
放射性物質として扱う必要のないもの	約39,100																										
合計 ^{※3}	約42,100																										
放射能レベル区分 ^{※1}	推定発生量 ^{※2}																										
放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約90																										
放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約880																										
放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約2,070																										
放射性物質として扱う必要のないもの	約39,000																										
合計 ^{※3}	約42,000																										

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

頁	理由
<p>6-1追-2</p> <p>補正箇所 追補 (添付書類六) 第2図 評価地点の 概略図</p>	<p>補正前</p>  <p>第2図 評価地点の概略図</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
一	<p>添付書類七 補正箇所 廃止措置に要する費用</p> <p>1. 廃止措置に要する費用 1号炉の原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に要する総見積総額(平成27年度末現在)は第7.1.1表に示すとおり、407億円である。</p> <p>2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、1号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積立額(平成27年度末現在)は、約361億円である。 今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積総額の全額を積み立てる計画である。</p> <p>第7.1.1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (平成27年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約300億円</td> </tr> <tr> <td>解体廃棄物処理処分費</td> <td>約107億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>407億円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見積額	施設解体費	約300億円	解体廃棄物処理処分費	約107億円	合計	407億円	<p>添付書類七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書</p> <p>1. 廃止措置に要する費用 1号炉の原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に要する総見積総額(平成27年度末現在)は第7.1.1表に示すとおり、407億円である。</p> <p>2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、1号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積立額(平成27年度末現在)は、約361億円である。 今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積総額の全額を積み立てる計画である。</p> <p>第7.1.1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (平成27年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約300億円</td> </tr> <tr> <td>解体廃棄物処理処分費</td> <td>約107億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>407億円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見積額	施設解体費	約300億円	解体廃棄物処理処分費	約107億円	合計	407億円	<p>添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書</p> <p>1. 廃止措置に要する費用 1号炉の原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に要する総見積額(平成30年9月末現在)は第7.1.1表に示すとおり、約396億円である。</p> <p>2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、1号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積立額(平成30年度末現在)は、約371億円である。 今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。</p> <p>第7.1.1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (平成30年9月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約292億円</td> </tr> <tr> <td>解体廃棄物処理処分費</td> <td>約104億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約396億円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見積額	施設解体費	約292億円	解体廃棄物処理処分費	約104億円	合計	約396億円	<p>・法令改正に伴う記載の見直し</p> <p>・記載の適正化(最新値の反映)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化(最新値の反映)</p>
項目	見積額																											
施設解体費	約300億円																											
解体廃棄物処理処分費	約107億円																											
合計	407億円																											
項目	見積額																											
施設解体費	約300億円																											
解体廃棄物処理処分費	約107億円																											
合計	407億円																											
項目	見積額																											
施設解体費	約292億円																											
解体廃棄物処理処分費	約104億円																											
合計	約396億円																											

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。